

財団法人イオン環境財団寄附行為

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人イオン環境財団と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1 に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、国内外の民間団体の環境保全を目的とした活動に対する助成・支援を行うとともに、植樹、植林、リサイクル等の地域における環境保全事業の実施及び助成その他の支援を行うことにより、国家間レベルのみならず、民間レベルにおいても、取組が必要とされている地球環境の保全に貢献していくことを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 開発途上国の環境保全を目的とした事業の実施及び助成その他の支援
- 2) 植樹、植林等の地域における環境保全事業の実施及び助成その他の支援
- 3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1) 設立当初の財産目録に掲載された財産
- 2) 財産から生じる収入
- 3) 寄附金品
- 4) 事業に伴う収入
- 5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産と運用財産の2種類とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1) 設立当初の財産目録中基本財産に記載された財産
- 2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- 3) 基本財産とされている株式に基づき取得した無償新株式
- 4) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が定める。

2. 基本財産のうち現金は、郵便局若しくは確実な金融機関に預け入れるか、確実な信託会社に信託するか、又は国債公債等確実な有価証券に換えて保管するものとする。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上止

むを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、かつ、環境大臣（以下「主務官庁」という。）の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

（経費の支弁）

第9条 この法人の経費は、基本財産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、主務官庁に届け出るものとする。これを変更する場合も同様とする。

（暫定予算）

第11条 前条の規定にもかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び収支決算）

第12条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査及び理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を受けて、財産の総額に変更が生じた場合には、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、その会計年度終了後3ヶ月以内に主務官庁に報告するものとする。

2. この法人の収支決算に剰余金が生じたときは、理事会の議決により、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 1 3 条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経て、かつ、主務官庁に届け出るものとする。

(義務の負担及び権利放棄)

第 1 4 条 収支予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経て、かつ、主務官庁の承認を受けものとする。

(会計年度)

第 1 5 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 3 章 役員

(役員の種類及び員数)

- 第 16 条 この法人に、次の役員を置く。
- 1) 理事 10 名以上 20 名以内
 - 2) 監事 3 名
- 2 . 理事のうち 1 名を会長とすることができる。
 - 3 . 理事のうち 1 名を理事長とすることができる。
 - 4 . 理事のうち 1 名を専務理事又は常務理事とすることができる。

(役員を選任等)

- 第 17 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 2 . 理事は、互選により、会長、理事長及び専務理事又は常務理事を選任する。
 - 3 . 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
 - 4 . 理事のいずれか 1 名とその親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えないものとする。
 - 5 . 監事は、次に掲げるものをもって選任する。
 - 1) 監事は、相互に、親族その他特殊の関係にある者であってはならない。
 - 2) 理事のいずれか 1 名と親族その他特殊の関係がある者の合計数が、監事現在数の 3 分の 1 を超えないものとする。
 - 3) 評議員のいずれか 1 名と親族その他特殊の関係がある者の合計数が、監事現在数の 3 分の 1 を超えないものとする。
 - 6 . 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出るものとする。
 - 7 . 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出るものとする。

(役員 の 職務)

- 第 18 条 会長は、この法人を代表する。
- 2 . 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
 - 3 . 専務理事又は常務理事は、理事長を補佐して、この法人の日常の業務を処理する。
 - 4 . 専務理事又は常務理事は、理事長に事故があったとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 5 . 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。
 - 6 . 監事は、次の職務を行う。
 - 1) 財団の状況を監査すること。
 - 2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 3) 財産の状況、又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は主務官庁に報告すること。
 - 4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会を招集すること。

(役員 の 任期)

- 第 19 条 役員 の 任期 は 2 年 と する 。 た だ し 再 任 を 妨 げ ない 。
- 2 . 補欠又は増員により選任された役員 の 任期 は、前任者 の 残 任 期 間 と する 。
 - 3 . 役員 は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員 の 解 任)

- 第 20 条 役員 が 次 の い ず れ か に 該 当 す る と き は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上 の 議 決 に よ り、これを解任することができる。
- 1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えない

と認められるとき。

- 2)職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 . 前項の場合、理事会及び評議員会において、議決の前にその役員に弁明の機会を与えるものとする。

(役員 の 報 酬)

第 2 1 条 役員は、その地位にあることのみに基づき報酬を受けてはならない。ただし、常勤の役員の報酬は、理事会で定める。

- 2 . 役員には、費用を支給することができる。
- 3 . 役員の報酬及び費用支給に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第 4 章 理事会

(構成)

第 2 2 条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第 2 3 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるものの他、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第 2 4 条 理事会は、理事長が招集する。

2 . 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

3 . 定例理事会は、毎年 2 回これを招集する。

4 . 臨時理事会は、次の場合に招集する。

1) 理事長が必要と認めた場合

2) 理事現在数の 3 分の 1 以上の理事が付議すべき事項を示して請求した場合

5 . 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的である事項、その内容、日時及び場所を示して、あらかじめ文章をもって 7 日前までに通知するものとする。ただし、理事全員の承諾があるとき、又は緊急を要するときは、この日数を短縮することができる。この通知は監事に対しても同様に行うものとする。

(議長)

第 2 5 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 2 6 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 2 7 条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるものの他、理事現在数の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

- 2 . 理事会が公益を目的とする事業以外の事業に関する事項を議決するときは、理事現在数の3分の2以上の議決を必要とする。
- 3 . 次に掲げる事項の決定については、理事会は、あらかじめ評議員会の同意を得なければならない。
 - 1) 事業計画及び収支予算についての事項
 - 2) 事業報告及び収支決算についての事項
 - 3) 基本財産についての事項
 - 4) 長期借入金についての事項
 - 5) 新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
 - 6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

(書面表決等)

第 2 8 条 止むを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、当該理事は理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 2 9 条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存するものとする。

- 1) 理事会の日時及び場所
- 2) 理事の現在数
- 3) 出席した理事の数及び氏名 (書面表決者についてはその旨を付記すること)
- 4) 議決事項
- 5) 議事の経過の概要及び結果
- 6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 . 議事録には、議長の他、その会議に出席した理事のうちから選任された議事録署名人 2 名以上が署名捺印するものとする。

第5章 評議員及び評議委員会

(評議員)

- 第30条 この法人に、評議員21名以上41名以内を置く。評議員現在数は、理事現在数の2.0倍を超えるものとする。
2. 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
 3. 評議員は、次に掲げるものをもって選任する。
 - 1) 理事及び監事のいずれか1名と親族その他特殊の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えないものとする。
 - 2) 評議員のいずれか1名と親族その他特殊の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えないものとする。
 4. 評議員には、第19条、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

- 第31条 評議員は、評議員会を組織してこの寄附行為に定める事項を行う他、理事会又は理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について理事会に意見を述べることができる。

(評議員会)

- 第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。
2. 評議員会は、理事長が招集する。
 3. 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
 4. 評議員会には、第26条、第27条第1項、第28条及び第29条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
 5. 前各項に定めるものの他、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第 6 章 事務局

(設置)

- 第 3 3 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 . 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 . 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
 - 4 . 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(備付け書類及び帳簿)

- 第 3 4 条 この法人は、主たる事務所に、民法第 5 1 条に規定するものの他、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならぬ。
- 1) 寄附行為
 - 2) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
 - 3) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - 4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
 - 5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
 - 6) 財産及び負債の状況を示す書類
 - 7) その他必要な書類及び帳簿

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数のおのおの4分の3以上の議決を経て、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第36条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定による他、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数のおのおの4分の3以上の議決を経て、かつ主務官庁の認可があったとき解散することができる。

(残余財産の処分)

第37条 この法人が解散のとき有する残余財産は、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数のおのおの4分の3以上の議決を経て、かつ主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第 8 章 補 則

(細 則)

第 3 8 条

この法人が保有する株式について、その株式の発行会社に対して株主としての権利を行使する場合には、下記の事項を除きあらかじめ理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の同意を得るものとする。

- 1) 配当の受領
- 2) 無償新株式の受領
- 3) 株式割当増資への応募
- 4) 株主宛配布書類の受領

(委 任)

第 3 9 条

この寄付行為に定めるものの他、第 4 条に定めるこの法人が行う助成又は支援に対する応募の要領及び助成先及び支援先の選考方法その他この法人の運営に関して必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が定める。

付 則

- 1 . この寄附行為は、この法人の設立許可があった日から施行する。
- 2 . この法人の設立初年度の事業計画及び予算書は、第 1 0 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 . この法人の設立初年度の会計年度は、第 1 5 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 3 年 3 月 3 1 日までとする。
- 4 . この法人の設立当初の役員及び評議員は、第 1 7 条第 1 項及び第 3 0 条第 2 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第 1 9 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 4 年 3 月 3 1 日までとする。
- 5 . この寄附行為の一部変更は、主務官庁の認可のあった日（平成 15 年 5 月 15 日）から施行する。

これまでの経緯

平成 3 年 1 月 22 日 制定(環地企第 15 号)
平成 4 年 10 月 12 日 改定(環地企第 285 号)
平成 13 年 8 月 21 日 改定(環地総第 361 号)
平成 15 年 5 月 15 日 改定(環地総第 30515001 号)